令和８年度答申第７１号
令和８年１１月５日

諮問番号　令和８年度諮問第３３号（令和８年８月２５日諮問）
審 査 庁　厚生労働大臣
事 件 名　立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答　　申　　書

審査請求人Ｘからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結　　論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理　　由

第１　事案の概要

１　本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人Ｘ（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第３４号。以下「賃確法」という。）７条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、Ａ労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

２　関係する法令の定め

（１）賃確法７条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

（２）賃確法２条２項は、上記（１）の「労働者」について、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）９条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう旨規定し、同条は、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう旨規定する。

（３）賃確法７条における上記（１）の「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和５１年政令第１６９号。以下「賃確令」という。）２条１項４号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和５１年労働省令第２６号。以下「賃確則」という。）８条は、事業主（賃確法７条の事業主をいう。ただし、賃確令２条２項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。

（４）賃確法７条並びに賃確則１２条２号、１３条２号及び１２条１号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。

（５）支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（１）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法２４条２項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の６月前の日から賃確法７条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令４条２項）。

３　事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

（１）処分庁は、令和８年３月１３日付けで、B社（以下「本件会社」という。）について、上記１（３）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。

（認定通知書）

（２）審査請求人は、令和８年３月２４日、処分庁に対し、同年１月３１日を基準退職日とし、支払期日を令和７年８月３１日、同年９月３０日、同年１０月３１日、同年１１月３０日、同年１２月３１日及び令和８年１月３１日とする定期賃金の合計７０万円が未払であることの確認を求める本件確認申請をした。

（確認申請書）

（３）処分庁は、令和８年３月２５日付けで、審査請求人に対し、「取締役として役員登記されていること、所定労働時間等が定められておらず、受領していた金銭が労働の対価としては認められないこと、雇用保険に加入していないこと等から労働者性が認められないため。」との理由を付して、本件不確認処分をした。

（不確認通知書）

（４）審査請求人は、令和８年４月３日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、封筒）

（５）審査庁は、令和８年８月２５日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

４　審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、①令和７年８月１日から同年１１月３０日まで常日勤で働いていた。入社直後から建設業の役員であり、専任技術者であったため、会社には常勤していた。業績不振もあり、賃金については承知していた。②建設業を廃業し不動産業担当役員になってから、直近は営業活動も著しく低下し、本件会社の代表者の指示により取引発生状況にあわせた出勤状態となっていた。③日頃置かれていた立場は、役員ではなく、一労働者であり、そういった作業を行っていた。したがって、本件不確認処分の取消しを求める。

（審査請求書、反論書）

第２　諮問に係る審査庁の判断審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

１　本件では、処分庁が賃確法２条２項の労働者に該当しないとの理由により不確認とした本件不確認処分に対し、審査請求人が令和７年８月１日から同年１１月３０日までは常日勤で働いていた旨等を主張しているため、労働者に該当しないとした本件不確認処分の適否について判断する必要がある。

２　審査請求人の労働者性について、労働基準法研究会報告「労働基準法の

「労働者」の判断基準について」（昭和６０年１２月１９日付け）が示した判断基準に照らして、以下、検討する。

（１）使用従属性に関する判断基準

ア　「指揮監督下の労働」に関する判断基準

（ア）仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無

審査請求人は「少なくとも週に１回は出勤して倉庫の整理等を行っていた」と供述していることから、審査請求人に対し、本件会社の代表者から日常的に業務内容ややり方について具体的な指示があった事実は認められない。また、審査請求人の従事していた業務について、本件会社の代表者の承認や報告が必要であった事実も認められない。

（イ）業務遂行上の指揮監督の有無

審査請求人は「労働日数や始終業時刻は一切決められていなかった」、「１級建築士や宅建士の資格を持っており、本件会社が建築事業を行うにあたり、建築業の許可を得るために有資格者が必要であったため名義貸しのような形で報酬をもらっていた」と供述していることから、審査請求人に対し、本件会社の代表者から業務の内容及び遂行方法についての具体的な指揮命令など指揮監督を受けていた事実は認められない。

（ウ）拘束性の有無

審査請求人は「労働日数や始終業時刻は一切決められていなかった」と供述しているとおり、審査請求人に勤務時間の拘束性は認められない。

（エ）代替性の有無

審査請求人は「１級建築士や宅建士の資格を持っており、本件会社が建築事業を行うにあたり、建築業の許可を得るために有資格者が必要であったため名義貸しのような形で報酬をもらっていた」と供述しているところ、建設業法（昭和２４年法律第１００号）７条２号では建設業の許可要件として建築士などの技術者を専任で置くことが求められており、「建設業許可事務ガイドラインについて（最終改正 令和７年２月１日国不建第１６１号）」によると、専任とは「その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することを要する者」とされている。

そうすると、審査請求人自身も自認しているとおり、当初から、審査請求人の労務提供ではなく、有資格者の確保を目的として審査請求人と本件会社は契約したものであったといえ、代替性について認められる。

イ　報酬の労務対償性に関する判断基準

（ア）審査請求人は「１級建築士や宅建士の資格を持っており、本件会社が建築事業を行うにあたり、建築業の許可を得るために有資格者が必要であったため名義貸しのような形で報酬をもらっていた」と供述していることから、審査請求人が得ていた報酬は労務の対価ではなく、かつ、審査請求人も名義貸しによる対価であることを理解していたと認められる。

（イ）審査請求人は「欠勤控除や残業代の支払等も一切ありませんでした」と供述していることから、報酬が労務の対価とは異なること、かつ、審査請求人も同事実を理解していたことが認められる。

ウ　「労働者性」の判断を補強する要素

（ア）事業者性の有無について、本件会社の代表者は「審査請求人は、本件会社とは別の会社を経営する事業主でもあり、本件会社と取引関係にあることもあった。審査請求人が経営する会社は個人事業でC社という」と供述しており、審査請求人自身も「私は個人事業としてC社という屋号を称し、リフォーム業もおこなっていました」、「C社は本件会社と取引関係にあったこともある。いまだに本件会社から支払われていない代金は少なくとも２０万円ほどある」と供述している。この点、本件会社に係る取引債務をまとめた「債務一覧表」をみると「C社　X」に対して「３６４，９００ 円の工事未払金」の記載があり、審査請求人が本件会社と取引関係にあり、かつ、取引上の債権者でもあることを示す書面が認められる。

（イ）その他の客観的資料等について

Ａ　本件会社の代表者は「法人の取締役には、私以外に審査請求人がいる」と供述し、本件会社の「履歴事項全部証明書」には「取締役」として審査請求人が平成２８年1月１５日付けで登記されていること、また、本件会社の代表者が供述した未払賃金がある労働者の中に審査請求人が入っていないことから、本件会社の代表者は、審査請求人が本件会社に労働者として在籍している認識はなかったことが認められる。

Ｂ　処分庁が審査請求人の雇用保険の加入状況についてD公共職業安定所に照会したところ、審査請求人は雇用保険に加入されておらず、離職票も交付されていないこと、また、令和７年分賃金台帳によれば、

審査請求人は社会保険料や雇用保険料の控除がされておらず、他の労働者とは異なる取扱いをなされていることが認められる。

エ　以上を踏まえると、審査請求人が労働基準法上の「労働者」に当たるとは認められず、したがって、賃確法に定める「労働者」に該当しない。

（２）上記のとおり、本件不確認処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４５条２項の規定により棄却されるべきである。

第３　当審査会の判断

１　本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２　本件不確認処分の違法性又は不当性について

賃確法の適用を受ける労働者は、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者である（上記第１の２（２））ところ、本件不確認処分は、審査請求人が賃確法２条２項の労働者に該当しないとしてされたものであるから、審査請求人の労働者性について、以下、検討する。

（１）使用従属性に関する判断基準

ア　指揮監督下の労働について

（ア）仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無

審査請求人は、「令和７年８月１日から同年１１月３０日まで常日勤で働いていた」、「少なくとも週に１回は出勤して倉庫の整理等を行っていた」旨主張しているが、「具体的な業務としては、設計や監督業務を行っていた」、「出勤できるときはなるべく出勤していた」と述べるのみであり、他の証拠に照らしても、本件において、審査請求人が本件会社の代表者からいかなる仕事の依頼又は業務の指示を受けていたか、その具体的な内容が明らかではない。したがって、審査請求人において、本件会社の代表者からの仕事の依頼、業務従事の指示等に対して許諾の自由がなかったと認めることは困難である。

（イ）業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無

本件会社における業務内容及び遂行方法について、審査請求人は、①「令和７年８月１日から同年１１月３０日まで本件会社にて常日勤で働いていた」、②「少なくとも週に１回は常勤して倉庫の整理等を行っていた」、③「社長指示により取引発生状況にあわせた出勤状態となっ

（て）おりました」旨主張しており、審査請求人が本件会社の代表者から一定の指示を受けていたことがうかがわれる。しかしながら、その内容について、審査請求人は、「具体的な業務としては、設計や監督業務を行っていた」、「出勤できるときはなるべく出勤していた」と述べるのみであり、他の証拠に照らしても、審査請求人の業務内容及び遂行方法について具体的に確認することはできない。

よって、審査請求人が本件会社の代表者から業務の内容及び遂行方法に対して指揮命令を受けていたと認めるに足りる証拠はない。

（ウ）拘束性の有無

審査請求人は、出勤状況について、「出勤簿処理であった」、「社長指示により取引発生状況にあわせた出勤状況になっていた」旨主張する。他方で、「労働日数や始業時刻は一切決められていなかった」とも述べており、一件記録上、審査請求人が本件会社の代表者から勤務日時の指定を受けていたと認めるに足りる証拠は確認できず、出勤簿の提出もない。

したがって、審査請求人について、勤務場所及び勤務時間が指定され、管理されていたことを具体的に確認することはできず、拘束性があったと認めるに足りる証拠はない。

（エ）代替性の有無

Ａ　上記（ア）及び（イ）のとおり、そもそも本件会社における審査請求人の業務内容及び遂行方法が明らかではないことから、審査請求人に代わって他の者が労務を提供することが認められているか否か（代替性の有無）を判断することができない。

Ｂ　審査庁は、審査請求人において、本件会社が建設事業を行うに当たり、建設業の許可を得るために有資格者が必要であったため名義貸しのような形で報酬をもらっていた旨述べている点を捉えて、本件会社が審査請求人と契約した目的は、審査請求人から労務の提供を受けるためではなく、有資格者を確保することにあったとして、労務提供の代替性があると判断する。

しかしながら、仮に審査請求人において、本件会社の代表者から、名義貸しを依頼されていたとしても、これとは別に依頼された業務があったならば、当該業務について代替性の有無を検討する必要があることから、審査請求人が名義貸しをしていたとの一事をもって、代替

性があると判断することは相当ではない。

この点について、審査請求人は、「倉庫の整理等」の作業も行っていたと供述しているところ（上記（ア）及び（イ））、当該業務が有資格者による担当が必要な業務なのか、名義貸しとは別に依頼された業務であるのか判然としない。本件会社の元従業員は、「Ｘさんは会社の建設業許可のための名義貸しのような形で役員登記されて（いた）。」と供述するのみであって、審査請求人が具体的にいかなる業務を行っていたかまでは供述しておらず、他に、審査請求人が「名義貸し」をしていたにすぎず、名義貸しとは別に依頼された業務はないと認めるに足りる証拠はない。

よって、本件において、代替性があると判断することはできない。

（オ）小括

上記（ア）から（エ）までで検討したところによると、審査請求人は、本件会社の指揮監督の下、労務を提供していたと認めることはできない。

イ　報酬の労務対償性に関する判断基準

上記ア（エ）Ｂのとおり、審査請求人が得ていた報酬の性質について、それが名義貸しによる対価であったのか、労働の対償であったのかを判断することは困難である。

また、令和７年分賃金台帳によれば、審査請求人が主張するとおり、欠勤控除や残業代支払等がないことが認められる。

そして、上記ア（ア）及び（イ）のとおり、審査請求人の業務内容及び遂行方法について具体的に確認できない以上、審査請求人の得ていた報酬が、使用者の指揮監督の下に行う労働に対して支払われたものか否か判断することは困難である。

よって、報酬の労務対償性は認められない。

（２）「労働者性」の判断を補強する要素

ア　事業者性の有無

（ア）報酬の額

令和７年分賃金台帳によれば、審査請求人が得ていた報酬は他の正規従業員に比して著しく高額とはいえないし、審査請求人の業務内容と同様の業務に従事している他の正規従業員がどの程度の報酬を得ているのか明らかではない。

よって、報酬の額をもって、労働者性を弱める要素として考慮することはできない。

（イ）その他（「事業者」としての性格を補強する要素）

一件記録によれば、審査請求人が「Ｃ社」の屋号で個人事業主（事業者）として活動し、本件会社と取引していたことは認められるものの、他方で、本件会社の「債務一覧表」（注・Ｃ社が債権者として記載されている）とは別に、審査請求人に関する賃金台帳が作成されていたことに照らせば、審査請求人は本件会社から、事業者とは異なる立場の者として扱われていたことがうかがわれる。

事業者として取引している者が、別な場面で取引相手に雇用されることもあり得るから、審査請求人が事業者として本件会社と取引していたことは、本件会社における労働者性の判断を左右するものではない。

イ　その他（「労働者性」を肯定する判断の補強事由となる要素）

本件会社の代表者は、「法人の取締役には、私以外に審査請求人がいる」と述べており、本件会社の「履歴事項全部証明書」には「取締役」として審査請求人が平成２８年１月１５日付けで登記されている。そして、本件会社の代表者が供述した未払賃金がある労働者の中に審査請求人は含まれていない。このことから、本件会社の代表者は、審査請求人を労働者とは認識していないと認められる。

審査請求人は、雇用保険に加入しておらず、離職票も交付されていない。また、令和７年分賃金台帳によれば、審査請求人は社会保険料や雇用保険料の控除がされていない。これらの事実は、本件会社の代表者が審査請求人について、本件会社の役員であり、未払賃金がある労働者には含まれないとして認識していることと整合している。

よって、労働者性を肯定する判断を補強する要素は認められない。

（３）上記（１）及び（２）で検討したところによれば、審査請求人は、本件会社の代表者の指揮監督の下に労務を提供していたといえず、審査請求人に支払われた報酬は、労務対償性があるとはいえないため、使用従属性は認められないこと、その他審査請求人の労働者性を認めるに足りる事情もないことから、審査請求人は、賃確法上の労働者に該当せず、本件不確認処分は、違法又は不当とは認められない。

３　まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問

に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会　第２部会

委　　員　　田　　澤　　奈　津　子

委　　員　　下　　井　　康　　史

委　　員　　羽　　田　　淳　　一